飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	
映画館又は劇場用設備	一一
遊園地用設備	七
ボウリング場用設備	一三
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
自動車整備業用設備	一五
その他のサービス業用設備	一二
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	一〇
機械式駐車設備	八
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

無形減価償却資産

特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウエア	
複写して販売するための原本	三
その他のもの	五
育成者権	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	一〇
その他	八

営業権	五
専用側線利用権	三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
電気ガス供給施設利用権	一五
水道施設利用権	一五
工業用水道施設利用権	一五
電気通信施設利用権	二〇

公害防止用減価償却資産

機械及び装置	五

開発研究用減価償却資産

建物及び建物附属設備	
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
器具及び備品	
試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
機械及び装置	
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
その他のもの	四
ソフトウエア	三

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

建物

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
その他のもの	四一
旅館用又はホテル用のもの	
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
その他のもの	三九
店舗用のもの	三九
病院用のもの	三九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八